



経営者の皆様、職場のトラブルでお悩みではありませんか？

# ご相談ください！



# 0120-9-39610

サンキュー ロウドウ

受付時間：月～金曜日 / 9:00～12:00、13:00～16:00 (祝日、年末年始除く)

部下に  
パワハラ  
と言われた。



配置転換に  
納得できないと  
言われた。



解雇の  
撤回を  
要求された。



退職金に  
納得して  
くれない。

電話相談

来所相談

メール  
相談

弁護士  
相談

あっせん

- ・ 電話/来所相談：専門の相談員が対応します。フリーアクセス 0120-9-39610  
※携帯/IP 電話の場合は、各労働相談所の電話番号に直接おかけください。
- ・ メール相談：電話/来所が困難な場合は静岡県 HP または QR コードからご相談ください。

静岡県 労働相談



- ・ 弁護士相談：月 1 回、各労働相談所で実施しています。(無料・予約制)
- ・ あっせん：労働委員会のあっせん制度の申請を受け付けています。

※詳細は、下記の各中小企業労働相談所または労働雇用政策課までお問い合わせください。

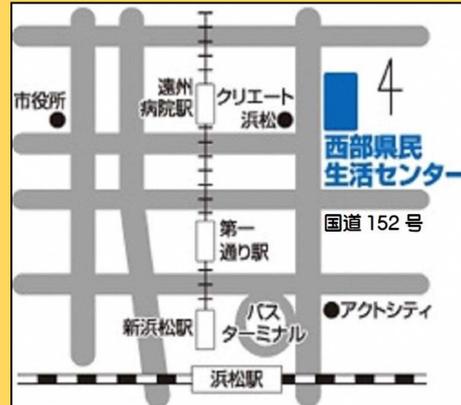
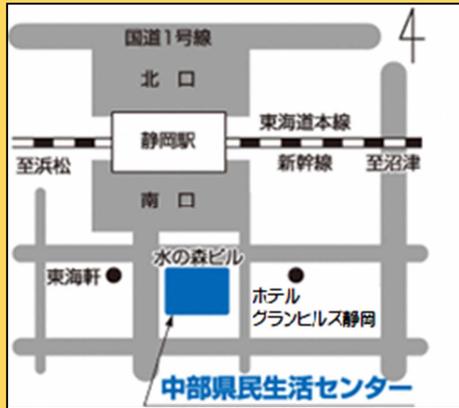


## 静岡県県民生活センター

東部県民生活センター 内  
(東部中小企業労働相談所)  
電話：055-951-9144

中部県民生活センター 内  
(中部中小企業労働相談所)  
電話：054-286-3208

西部県民生活センター 内  
(西部中小企業労働相談所)  
電話：053-452-0144



静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課 電話：054-221-2817  
静岡県労働委員会事務局調整審査課 電話：054-221-2286

労働相談の内容によっては、  
県労働委員会のトラブル解決制度「あっせん」が利用できます。

無料  
迅速簡易  
中立公正

あっせんとは・・・ 3名のあっせん員が当事者双方  
に歩み寄りを促し、トラブル解決  
を支援する制度です。



- ・使用者と、労働者個人又は労働組合との間に生じたトラブルについて利用できます。  
(労働組合が相手の場合は、労働委員会事務局へお問い合わせください。)
- ・使用者、労働者個人のどちらからも申請できます。
- ・当事者双方から丁寧に話を伺います。
- ・制度についての詳細は、各県民生活センター（中小企業労働相談所）または県労働委員会事務局へお問い合わせください。

### ● あっせんの流れ

あっせん申請

調査

調整

解決

県民生活センター（中小企業労働相談所）に相談しながら申請書を作成・提出

労働委員会事務局の職員が当事者双方からトラブルの内容を聴取

あっせん員3名が、双方の希望を調整し解決案を提示

双方の歩み寄りで、合意した場合には確認書を作成

### ● あっせんの具体例

元従業員から解雇撤回と金銭補償を求められている。

企業側



Aさん

解雇に納得できない。金銭補償を求める。

あっせん

Aさんの退職の意向を確認した上で、退職条件について調整

調整の結果、Aさんの自主退職を前提とした金銭解決で双方が合意した。



あっせんについての申請・お問い合わせは  
県民生活センター内の相談所へ（連絡先は表面に記載）